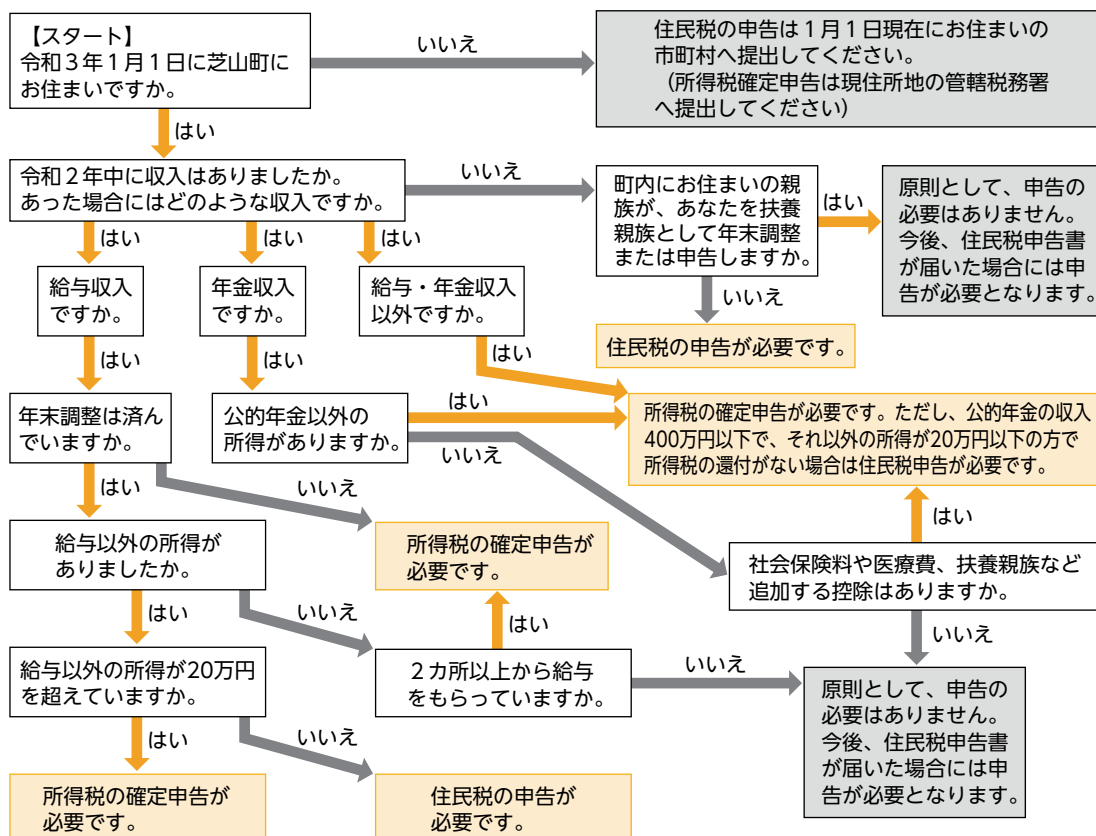


令和2年分の所得税確定申告書・住民税申告書の提出期間…………… 2月16日(火)～3月15日(月)

あなたは所得税や住民税の申告をする必要があるでしょうか？



■申告に必要なもの

共通	印鑑(スタンプ印不可) 本人確認ができるもの(マイナンバーカードまたは通知カード+運転免許証など)
給与・年金所得	源泉徴収票(原本)
事業所得 (農業、営業、不動産)	収入や経費が分かる書類・帳簿 支払調書(不動産所得で発行されている場合)
雑所得	保険会社から送付される個人年金支払調書または支払証明書、支払通知書
一時所得	保険会社から送付される一時所得の支払通知書
医療費控除	セルフメディケーション税制の明細書、医療費控除の明細書 医療費通知書(医療費のお知らせ) おむつ証明書などの各種証明書
社会保険料控除	国民年金保険料控除証明書 国保税(料)、介護保険料、後期高齢者医療保険料の領収書(他市区町村の場合)
生命保険料控除・ 地震保険料控除	保険会社などが発行する控除証明書など
寄附金控除	寄附先の発行する寄附金受領証明書など
障害者控除	障害者手帳や障害者控除対象者認定書など
勤労学生控除	在学証明書

確定申告

はお早めに

問 所得税に関すること 東金税務署
☎ 0475・52・3121
町・県民税に関すること 町民税務課課税係
☎ 77・3915

役場で申告が受けられない 確定申告

- ・ 事業などを開始して初めての申告
 - ・ 配当所得の申告
 - ・ 雑損控除（台風災害などの控除）の申告
 - ・ 山林所得の申告
 - ・ 贈与税、相続税、消費税の申告
 - ・ 譲渡所得（土地、建物、株式、会員権の売却など）の申告
 - ・ 青色申告（事業、不動産所得など）
 - ・ 過年度分の申告
 - ・ 準確定申告（亡くなった方の申告）
 - ・ 太陽光売電収入の申告
- ※役場の相談の日程表は、広報しばやま令和3年1月号または町ホームページをご確認ください。

新型コロナウイルス感染症 対策

- ・ 来場される際は、マスクの着用や少人数での来場、手指の消毒をお願いします。
- ・ 発熱（37.5度以上）などの症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに後日改めてご来場ください。
- ・ 受け付けの際は、来場者のお

名前や地区名、電話番号、体温をご記入いただきます。

- ・ 待合室での密集を防ぐため、席の間隔を空けて座っていただきます。また、入室できる人数を制限させていただくため、庁舎のロビーや自用車内でお待ちいただく場合がございます。（申告時間が近づきましたら、お電話でお呼びします）

- ・ 定期的に相談会場や待合室の換気を行いますので、各自で防寒対策をお願いします。
- ・ 相談会場の混雑緩和のため、事業所得の収支内訳書や医療費控除の明細書は、事前に作成をお願いします。
- ・ 飛沫対策のため、飛沫防止シートを設置します。
- ・ テーブル、イスは適時消毒作業を行います。

令和2年分確定申告から 適用される主な税制改正

- (1) 給与所得控除の見直し
給与所得控除額を一律10万円引き下げ、その上限額が適用される給与などの収入金額が850万円とされるとともに、その上限額を195万円に引き下げるようになりました。

(2) 公的年金等控除の見直し

公的年金等控除額を一律10万円引き下げることとされ、公的年金などの収入金額が1,000万円を超える場合の控除額について、上限を設けることになりました。

(3) 基礎控除の見直し

基礎控除について、控除額を一律10万円引き上げるとともに合計所得金額が2,400万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が削減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人については基礎控除の適用はできなくなりました。

(4) ひとり親控除の創設と寡婦控除の見直し

ひとり親控除が創設されるとともに寡婦控除について見直しが行われ、居住者がひとり親で一定の要件を満たす者である場合には、ひとり親控除としてその者のその年分の総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から35万円を控除することになりました。

また、寡婦控除について扶養親族を有する寡婦の合計所得金額が500万円以下であることが要件となることや、事実上婚

姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないことなどの要件が追加されました。

(5) 青色申告特別控除

取り引きを正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を55万円に引き下げる一方、取り引きを正規の簿記の原則に従って記録している者で、一定の要件を満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を65万円とすることになりました。

(6) 所得金額調整控除

所得金額調整控除には、次の控除制度があり、いずれも給与所得の金額から一定の金額を控除する制度です。

① 子ども・特別障害者などを有する者等の所得金額調整控除

その年の給与などの収入金額が850万円を超える居住者で、次に掲げる者の総所得金額を計算する場合には、給与などの収入金額から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。

- ・ 本人が特別障害者に該当する者
- ・ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
- ・ 特別障害者である同一生計配